

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	合志市 国民健康保険システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、合志市国民健康保険システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険 資格管理、給付事務
②事務の概要	<p>国民健康保険加入者の状況を把握を行っている。 把握している状況より、証関係(資格確認書等、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減額認定証)の発行、送付を行う。また、高額療養費、高額介護合算療養費、療養費、標準負担限度額差額の給付とその管理を行い、中間サーバへ副本を登録する。資格管理、各給付の決定にあたり、番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表69項に関する情報を、情報提供ネットワークシステムを利用した他の情報保有機関に照会・確認を行う。それに加え、給付の決定にあたり口座登録簿関係情報の確認が必要な場合も情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会・確認を行う。</p> <p>【オンライン資格確認に関する事務】 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同で行う。</p> <p>＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。))＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国保総合システム、国保都道府県集約システム、中間サーバ、医療機関向け中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表44項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1・2・3・69・70項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康ほけん課
②所属長の役職名	健康ほけん課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月11日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月11日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書にされた個人情報および本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管 ・個人情報および本人情報が記載された申請書の適切な廃棄
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月10日	「1 関連情報」特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		<p>【オンライン資格確認に関する事務】 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしみの導入を行うことになったこと。当該しみのほか、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格照会情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けて国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格照会管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格照会管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯情報員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等</p>	事前	オンライン資格確認に関する変更
令和3年3月10日	「1 関連情報」特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国保総合システム、国保都道府県集約システム	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国保総合システム、国保都道府県集約システム、中間サーバ、医療機関向け中間サーバ	事後	オンライン資格確認に関する変更
令和3年3月10日	「1 正しい値判断項目」 1.対象人数	令和4年1月11日時点	令和5年3月10日時点	事後	
令和3年3月10日	「1 正しい値判断項目」 2.取扱者数	令和4年1月11日時点	令和5年3月10日時点	事後	
令和7年2月25日	「1 関連情報」 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	保険証・短期証・資格証	資格確認書等、	事後	
令和7年2月25日	「1 関連情報」 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法第19条第8項別表第二第42号	番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表69項	事後	
令和7年2月25日	「1 関連情報」 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律百九十二号)」による保険給付組合の支給、又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」	番号法第9条第1項別表44項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律百九十二号)」による保険給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの」	事後	
令和7年2月25日	「1 関連情報」 4.情報提供ネットワークシステム 「1 関連情報」	番号法第19条第8号 別表第二 第42号	番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表1-2-3-69-70項	事後	
令和7年2月25日	「1 正しい値判断項目」 5.評価実施機関における担当部署	①部署 健康福祉部 保険年金課 ②所属長の役職名 保険年金課長	①部署 健康福祉部 健康ほけん課 ②所属長の役職名 健康ほけん課長	事後	
令和7年2月25日	「1 正しい値判断項目」 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年3月10日時点	令和7年2月25日	事後	
令和7年2月25日	「1 正しい値判断項目」 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年3月10日時点	令和7年2月25日	事後	
令和7年2月25日	「VRリスク対策」 8.人手を介在させる作業 人手的なミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
令和7年2月25日	「VRリスク対策」 8.人手を介在させる作業 判断の妥当	-	新様式への変更	事後	
令和7年2月25日	「VRリスク対策」 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年2月25日	「VRリスク対策」 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	特に力を入れている	事後	
令和7年2月25日	「VRリスク対策」 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の妥当	-	新様式への変更	事後	
令和8年3月11日	「1 正しい値判断項目」 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和7年2月25日時点	令和8年3月11日時点	事後	
令和8年3月11日	「1 正しい値判断項目」 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年2月25日時点	令和8年3月11日時点	事後	
令和8年3月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険加入者の状況を把握を行っている。 把握している状況より、証関係(資格確認書等、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額適用・標準負担額減額認定証)の発行、送付を行う。…	国民健康保険加入者の状況を把握を行っている。 把握している状況より、証関係(資格確認書等、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額適用・標準負担額減額認定証)の発行、送付を行う。…	事後	